

前回分科会（11/2）以降の指摘内容と対応方針

□11月2日の分科会ならびに11/7までに事務局に寄せられた委員及び参考人の意見を踏まえ、患者分類案の「医療区分」について見直しと再検討を行った。

□各項目に対する指摘内容と対応方針を以下にまとめた。

医療区分について

【医療区分3：疾患・状態】

前回分科会以降 11/7 までに事務局に寄せられた意見	対応方針	修正した項目
<p><u>常時監視を要する状態</u>： 7月27日の分類試案に示されていた「常時監視を要する状態」を医療区分3の「疾患・状態」に追加すべきとの意見があった。</p>	<p>「常時監視を要する状態」は、「患者分類試案妥当性調査」において25%の回答者が項目として不適切と評価した。そのため、「医師の24時間体制での管理」と「看護師の24時間観察」の項目を組み合わせ「医師及び看護師による24時間体制での監視・管理を要する状態」について検証を行った。その結果、医療区分3相当のケア時間であることが明らかになった。このことから、常時監視を要する状態を表す項目として「医師及び看護師による24時間体制での監視・管理を要する状態」を医療区分3に追加することとした。</p>	<p>「医師及び看護師による24時間体制での監視・管理を要する状態」 (追加)</p>